

# 大日本水産会兵庫支会と『兵庫県漁具図解』

Hyogo Branch of Japan Fisheries Association  
and Explanatory Diagram of Fishing Gear in Hyogo Prefecture (*Hyogoken Gyogu Zukai*)

田和 正孝

TAWA Masataka

## 要 旨

第二回水産博覧会が、1897（明治30）年に神戸市にて開催された。この時、大日本水産会兵庫支会が作成し出品したものの中に『兵庫県漁具図解』があった。これは、兵庫県下各地の漁法について、漁法ごとに捕獲対象魚類、漁期、漁具の構造、漁具の新調費、使用漁船、漁具の使用場と使用法、漁獲分配法などについて詳細に解説し、漁具の構造図、使用図、漁船の図を記録したものであった。大日本水産会兵庫支会は、水産博覧会に全力を傾注して図書類を出品したことが評価されている。それでは、大日本水産会兵庫支会はいかなる団体であったのか。また、なぜ多くの時間と労力を要して『兵庫県漁具図解』を作成するにいたったのであろうか。小論では、断片的な史・資料を検討することによって、大日本水産会兵庫支会の活動および『兵庫県漁具図解』の編纂過程とその背景について若干の考察を試みた。

大日本水産会兵庫支会は1896（明治29）年5月に設立されたが、その前身は前年の1895（明治28）年5月に発足した兵庫県水産会であった。同会では発足当初から大日本水産会の支会となることが目論まれていた。また、兵庫支会は、翌年の第二回水産博覧会においては主催者側の中心的役割を果たした。博覧会の準備段階においても地方水産団体の結成は急務であったと考えられる。

小論では『兵庫県漁具図解』作成の経緯および博覧会への出品に限って検討した。依然として解明できていない点が多い。しかし本図解に関する研究は、編纂の過程についての究明にとどまるものではない。図解の内容からは、漁獲対象魚種相や漁獲の季節性、漁業者の環境知、漁業活動の生態的特徴、漁業民俗など、様々な情報を得ることができる。『兵庫県漁具図解』の中には豊かな研究の可能性が潜んでいることも指摘しておく。

【キーワード】 大日本水産会兵庫支会、『兵庫県漁具図解』、第二回水産博覧会、大日本水産会、兵庫県漁業慣行録

## 1. はじめに

1897（明治30）年、第二回水産博覧会が神戸において開催された。日本における水産博覧会の先駆けとなった1883年（明治16）の第一回水産博覧会が東京・上野で開催されてから14年、この間、水産業は技術を刷新し、昔日の比ではなくなりつつあり、ますます改良進歩の機運を呈した。しかし、面目は刷新したとはいえ、「農商工業ニ比スルニ其進歩ノ遅々タルモノハ水産業者ノ智見尚幼稚ノ域ヲ脱セサル」状況にあった。そこで漁業の特質、漁具の巧拙、水族の保護、水産物製造法などを熟視し、比較検討することが最善であり急務であるとして、1895（明治28）年に京都で開催された第四回内国勸業博覧会に引き続き、第二回水産博覧会の開催にいたったのである。同博覧会は第六回関西府県連合共進会が閉会した後の建物（神戸市楠町7丁目旧鎮台屋敷跡）を会場として利用し、神戸港西端和田岬にはこれにあわせて水族館、水族放養池も設置された（農商務省水産局、1898）。

第二回水産博覧会では、従来の博覧会においては出品しがたかった漁具や漁船、製造器具などについて、特に出品物購入補助の方法を設けることによって出品を奨励した。それらの運用を実際に観覧させることにも努めた。出品は1庁3府42県にわたり、出品数は4万6千点余りにのぼった。その中に、大日本水産会兵庫支会が出品した『兵庫県漁具図解』があった（第二回水産博覧会事務局編、1897、p.79）。

『兵庫県漁具図解』<sup>(1)</sup>は、兵庫県下各地の漁法について、漁法ごとに捕獲対象魚類、漁期、漁具の構造、漁具の新調費、使用漁船、漁具の使用場と使用法、漁獲分配法などについて詳細に解説し、漁具の構造図、使用図、漁船の図を記録した図解であった。

本図解の「緒言」には、以下のような出版にいたる経緯が記されている。

本書編纂ノ趣旨ハ我兵庫県下ニ於ケル漁具ノ種類ト其使用ノ状態トヲ調査シ第二回水産博覧会ニ出陳シテ漁業上ノ参考ニ資セントスルニアリ

本書ノ説明ハ虚飾ヲ避ケテ専ラ事実ヲ明ニスルコトヲ期シ図画ハ単ニ状態ヲ示スヲ主トセリ  
編次ハ淡水鹹水ノ二種ニ大別シ而シテ鹹水中更ニ国別ニ区分シ各之ヲ別冊トセリ

本書ノ調査及編纂ハ今年三月ヨリ八月ニ至ル六ヶ月間ニシテ再査攻究ノ余日少ク遺脱誤謬ノ点少カラサルヘシ將ニ他日ヲ期シテ修正ヲ加ヘントス

明治三十年八月

大日本水産会兵庫支会

1898（明治31）年に発行された『大日本水産会報』第187号（1898年1月発行）の論説「明治30年の水産事情」には以下のような記述がある。

客年水産協会の新に設置せられたるは大日本水産会岩手支部にして同年4月発会の式を挙げたり従来地方水産協会の設立少きにあらすと雖多くは暮年ならずして廃絶し現存せるものは北水協会、陸奥水産会、秋田水産会、尾参水産会、紀伊水産会及京都、大阪、兵庫、岩手、福岡、鹿児島の大日本水産会各支会に過ぎず其数頗る寥々其事業の如きも杳として多く聞く所なしと雖京都、鹿児島之二支会は客年品評会を開設し兵庫、岩手之二支会は水産博覧会出品に全力を注ぎ有益なる魚介標本及漁具漁船等の図書を出品せり又北水陸奥（ママ）、秋田、尾参の諸会時々報告書を発刊する等、各斯業發達上計図する所なり

上記文中にある兵庫の大日本水産会支会すなわち大日本水産会兵庫支会は、第二回水産博覧会に全力を傾注して図書類を出品したことが評価されている。同会は、博覧会への出品に大きな貢献をした。そのことは展覧会における県内出品物を縦覧したとき、特に漁具の出品数の多さなどからも明らかである。

それでは、大日本水産会兵庫支会はいかなる団体であったのか。また、なぜ多くの時間と労力を要して『兵庫県漁具図解』を作成するにいたったのであろうか。これらについて検討した研究は、管見の限り存在しない。小論は、以上のことをふまえて、断片的な史・資料を検討することによって、大日本水産会兵庫支会の活動および『兵庫県漁具図解』の編纂過程と背景について若干の考察を試みるものである。

なお、小論で引用した文中にある文字のうち、現在通用されていない文字については現行の文字に改めた。

## 2. 大日本水産会兵庫支会の創設

### 1) 大日本水産会支会の設置

1882(明治15)年、大日本水産会が創設された。これは、水産業の発展を目的に有志が集まって創立された日本最初の水産団体であった。1880(明治13)年、万国水産博覧会がドイツで開催された当時、ドイツに滞在中で後年「水産翁」と称された村田保が、ドイツの水産会、水産教育機関の充実ぶりを知り、帰国後、日本の水産業もこうした諸機関を整え水産を振興しなければならないと考えたことが大日本水産会創設の発端といわれている。その後、行政面において水産が重要視されるとともに、民間でもようやく水産問題が論議されるようになり、水産会が誕生する気運が熟していった(大日本水産会編, 1982; p.28)。1881(明治14)年には政府で水産協会設立の議が起こり、これをうけて翌年2月に大日本水産会が創設されたのである。

大日本水産会は漁業律、漁撈、漁具、製造、販売、蕃殖、博物、統計、理化学、気象の諸科に堪能なものを学芸委員として嘱託し、全国に会員を募り、政府の別動隊、あるいは漁民の利害を代表する機関として有力な団体となった(片山1983 pp.56-57; 下1932 p.21)。また、同会は、設立当初から、各地方の水産業の発達を図るため、支会を置くこととしていた。「大日本水産会会則」の第2章目的の第2項にはそのことが「本会ハ逐次興起スヘキ各府県ノ水産会ト協議ノ上本会ヲ以テ中央本部ト為シ広く相互ノ便益ヲ計ルヘシ」と明記されている(大日本水産会仮事務所編, 1882; 大日本水産会編, 1982)。

支会設置にあたっては13条からなる「大日本水産会支会規則」も定められていた(『大日本水産会報』第157号<1895>)。この規則の第1条には「大日本水産会は各地方水産業の発達を図る為め会員百名以上ある地方に於て其会員の協議に因り支会設置を要求するときは、会頭殿下の裁可を経て之を許可すへし」とある。そして、地方の大日本水産会員の協議によって支会の区域、位置および規則を定めて、それを大日本水産会に請求する(第2条)、支会は「大日本水産会何(地名)支会」と称する(第3条)ことになっていた。そのほか、役員の規定(第4条)と毎年1回の大集会の開催(第5条)、支会発会式には会頭殿下の臨場を請うことができるという規定(第6条)、様々な事項に関して本会へ報告する義務(第10条)、会費の扱い方(第12条)、支会会員数が100名以下になった場合には支会としての資格を失うこと(第13条)などが規定されていた。

## 2) 兵庫支会の創設

大日本水産会は、1895（明治28）年5月10日から12日までの3日間、京都にて開催されていた第四回内国勸業博覧会の期間中に、第13回大集会および水産大会を開催した。兵庫県では、これを機として、同月16・17日に兵庫県に在住する大日本水産会員、その他水産業者およびその関係者有志50有余名が県会議事堂に集まり、県下水産業の改良進歩をはかるため水産集談会を催した。ここでは6つの話題が取り上げられた。このうちの第5項は兵庫県水産会創立の件であった。この件は全会一致をもって議決され、同会は直ちに会則を制定するとともに、役員選挙を実施し、その結果、会長には周布公平兵庫県知事が選出された。水産会の設立は5月23日となっている。

兵庫県水産会会則は6条からなるもので、第1条には本会を兵庫県水産会と称し、県下在住の大日本水産会員および有志者によって組織されることが規定されている。第2条は本会の目的である。それは「水産上の智識を交換し専ら水産に関する事業の改良進歩を謀る」ことである。事務は当分の間、私立兵庫県勸業事務所において取り扱うものとされた（第3条）。

また、附則が設けられており、そこには「本会会則は本会の旨趣を拡張せん為め大日本水産会会員加入誘導の責に任し県下百名以上の会員に充たしめ以って大日本水産会支会の設置を本部に請求するもの」と記されていた。兵庫県水産会は発足当初から大日本水産会の支会となることが目論まれていたのである。そのことはすでに内外において了解されていたと考えられる。

兵庫県水産会創立の翌年すなわち1896（明治29）年5月に、同会を母体にして大日本水産会兵庫支会が設立された。11月18日には発会式<sup>(2)</sup>が執り行われている。発会式に参列した大日本水産会幹事長の田中芳男は、「先づ第一回水産博覧会を開きしも其結果甚だ良かざりしに今回は愈々第二回を当地に開く事とはなれり水産の進歩せる今日なれば第二回は好結果を得る事ならん然るに此時に際して兵庫県水産支会を設置し本日其発会式を挙げらる当支会員は一層の重責あり宜しく徒らに開会式の盛大をのみ喜ばず支会の為すべき義務を尽くす事を今日に期図せられん事を希望します」（『神戸又新日報』、1896年〈明治29〉11月19日、第3779号）と演説しており、ここにおいても兵庫県水産会が発足当初から大日本水産会の支会となることが既定の方針であり、そのための準備がなされていたことがわかる。ちなみに、1898年3月（明治30年度末）の兵庫支会会員総数は354名であった（大日本水産会兵庫支会編、1898、pp.10-11）。

## 3. 『兵庫県漁具図解』の作成

『大日本水産会兵庫支会第二回大集会報告』（1898）によると、1897（明治30）年1月5日には幹事会が開催されて、第二回水産博覧会出品に関する件が諮られ、この結果、『兵庫県下漁具図解』『兵庫県下水族標本』『兵庫県下類輯漁具』の3点の出品が決定した。これらにかかる予算は2,282円であった。兵庫県庁からは水産博覧会出品補助として1,000円が付与されている。その後、『兵庫県下需用水産肥料調査』という調査書および統計表額面も展列されることになった。『兵庫県下漁具図解』は『兵庫県漁具図解』、『兵庫県下類輯漁具』は『漁具類聚』、『兵庫県下需用水産肥料調査』は『水産肥料需用調査書』というようにそれぞれ名称を変更して出品された。兵庫支会はこれら出品物に対して「明治三十年本県水産業ノ大要ヲ詳ニシ将来斯業ノ発達ヲ計ルノ資料ニ備フルコトヲ得」と評している（大日本水産会兵庫支会編、1898）。

漁具図解の編集に関しては、調査員を県下各地に派遣することとなった。1897年3月には漁具図解材料調査委員5名が囑託された。誰が調査員として囑託されたかは現在のところ明らかにで

きていない。

第二会大集会の会務報告には「同会出品ノ件」として漁具図解について以下のような説明がなされている。

### 漁具図解

本書材料ハ前年度末ヨリ各地ニ派出シテ調査ニ著手ス然レドモ半途種々ノ事故ニヨリ予定ノ期日ヲ超過シテ完ク復命ヲ終リタルモノ遅キハ七月ニ至レリ抑漁具ナルモノハ専ラ構造ノ如何ニ在ルモノニシテ之ガ巧拙ハ随テ漁獲ノ多少ニ影響セルヲ以テ最モ其要所ヲ摘取シテ精細ニ調査セザルベカラズ委員ハ各自職業ノ忙ナルニ拘ハラズ勉メテ此ノ調査ヲ了ヘ又各地漁村ニ於テモ該委員ノ調査ヲ受ケテ能ク其便利ヲ与ヘラレタルハ共ニ深ク謝スル所ナリ但シ調査員数名ニ渉ルヲ以テ徴集ノ材料一定セザルハ数ノ免カレザル処ナリ其他必要ノ場合ヲ生ジタル等ニテ再調ヲ要スルモノ少カラズ而シテ多クハ郵信ノ照会ニ由ルヲ以テ文面其実ヲ尽シ得ズ為メニ再三再四ノ往復ヲ費スモノアル等予想外ノ日子ヲ費セリ而シテ之ヲ編輯スルニハ該報告ニ従来本県庁備置ノ海魚図解川魚図解及漁行慣行録ヲ引用シタルモ元来全県下ニ渉ルヲ以テ事項意外ニ繁雑ナル等自カラ其成功ニ差響キ進行蹉跎トシテ意ノ如クナラズ而シテ博覧会ノ開期ハ大ニ切迫シ事務員ハ実ニ困難ヲ極メタリシモ励精昼夜ヲ分タズ之ニ従事シ漸クニシテ其功ヲ竣ヘ出品スル事ヲ得タルモ勢ヒ速成ヲ期セザルヲ得ザルヲ以テ恐クハ頗ル遺漏ノ点アラン是等ハ將ニ他日ヲ期シテ完成スル所アラントス看者幸ニ之ヲ諒セヨ該書冊合セテ九冊トス初メニ鹹、淡水ニ大別シ尚国別ヲ以テ種類順ニ編製ス今展列シテ博覧会第四部第八区ニアリ乞フ就テ覽閱アラン事ヲ

(大日本水産会兵庫支会編, 1898)

以上の説明にもあるように、調査を囑託された委員は 1896 年度末（1897 年 3 月頃か）から各地に資料収集に赴いている。自らの仕事の合間を縫っての調査であった。複数の調査員による調査のため収集された資料が一定せず、再調査を郵便によっておこなったが、内容が十分に理解できなかったことから再三再四連絡をとらなければならず、調査日数が思いのほかかかったのである。

『兵庫県漁具図解』は鹹水漁業と淡水漁業の二部で構成されており、さらに鹹水漁業の部は国別にまとめられている。すなわち、鹹水漁業が摂津国 1 冊、播磨国 4 冊、淡路国 1 冊、但馬国 1 冊、淡水漁業が摂津国・播磨国・丹波国・但馬国をあわせた 2 冊の計 9 冊から構成されていた。播磨国 4 冊のうち、巻 1 と巻 2 は東播の部（明石郡、加古郡、印南郡）、巻 3 と巻 4 は西播の部（飾磨郡、揖保郡、赤穂郡）の説明となっている（現在、播磨国の巻 4 は欠巻である）。収められた漁具を数えると、その概数は表 1 にあるように、260 を超えている。各漁具は、基本的には以下のように説明されている。すなわち、①漁具・漁法に関する説明（解）に続き、彩色された②漁具の構造図、③使用図が 1 セットとなっている。図として、④漁船の図が加わることがある。①漁具・漁法に関する説明では、漁具の名称と調査漁村が記された後、捕獲物、漁期、漁具の構造と新調費（1896 年調査）、使用漁船の種類とその新調費、漁具の使用場（位置、水深などの提示）、漁具の使用法、漁獲分配方法が順に述べられている。説明はいずれも

表 1 『兵庫県漁具図解』におさめられた漁具数

	摂津国	播磨国			淡路国	但馬国	淡水	計
		1	2	3				
網漁具	12	30	5	33	26	17	38	161
釣漁具	6		23		22	9	11	71
雑漁具	1		10		4	8	7	30
計	19	30	38	33	52	34	56	262

注) 播磨国巻 4 は欠巻である。  
『兵庫県漁具図解』より作成。

表2 播磨国明石郡における延縄漁具数（1886年（明治19））

	ハモ延縄（※）	ハマチ延縄	チヌ延縄	カレイ延縄	タイ延縄（※）	ノソ延縄（※）	フカ延縄（※）	ブリ延縄	エイ延縄	アブラメ延縄（※）	アナゴ延縄（※）	アナゴ・ブリ延縄	スズキ延縄
東垂水村	30		30										
西垂水村													20
山田村												201	
塩屋村				10									
大蔵谷村			4					5			15		8
相生町			24		60						20		
當津村	200	6	50		200	200	10		40	45	60		40
新濱	200	350	560		1,000	600	60		175	800	800		175
戎町	100	50			220	45	45		75	100	60		60
林村			18										
藤江村													9
江井島村			96										
松江村													
谷八木村													
中尾村													
魚住村			20					10			30		25
西岡村			2	2				2					4
合計	530	406	804	12	1,480	845	115	17	290	945	985	201	341

単位：桶

注）漁具中の※印は、『兵庫県漁具図解』に収録されているものを示す。

収録されている漁具について調査した地区はいずれも新濱（アミカケ部分参照）である。

『兵庫県漁業慣行録 鹹水漁業之部 卷之七』より作成

現地での聞き取りに基づく統一のとれた精緻な記述であり、特に使用図の精密さは調査者（あるいは絵師）の技術の高さと観察眼の鋭さを示すものである。これだけの内容を短時日のうちに完成させることは、むしろ至難の業であったというほかない。

また、前掲の説明文中には、図解を編集するにあたって県庁が所蔵する『海魚図解』、『川魚図解』および『漁行慣行録』を参考としたとある。『海魚図解』、『川魚図解』についてはどういった内容であったのか、いまだ解明できていない。ただし『漁行慣行録』は1890（明治23）年にまとめられた『兵庫県漁業慣行録』の誤りであろう。

『兵庫県漁業慣行録』<sup>(3)</sup>は、県内漁業の「改良進歩ヲ図リ之ヲシテ益々盛大ナルニ至ラシムルハ県下勲業上頗ル重要ノ事ナリ」として編まれた。漁業を改良するにあたって最も必要なものは「旧例慣行ヲ知悉シ之ヲ斟酌取捨スル」ことであった。県は漁業慣行録を編集し、将来の施政上の参考に供しようとしていた。1886（明治19）年5月に農商務省令第7号において漁業組合同規約準則が発布され、それに応じて一般漁村においても旧慣を参酌して新規約を締結する必要が生じていた。すなわち漁業従事者は、旧例慣行を検討して新しく規約を締結し組合を結成することが義務付けられたのである。そこで県は各役場に対して漁業慣行調査書の提出を命じた。県内各地の調査書が1889年（明治22）12月にまとめあげられ、翌年、『兵庫県漁業慣行録』が完成するに至ったのである。慣行録の内容は、これまで守られてきたしきたりに違反した場合の処分の方法、漁獲物の販売先と販売方法、漁具、漁場、漁法や禁止漁法などであった（尼崎市立地域研究史料館編，1975；和田，2000）。

『兵庫県漁具図解』を作成するにあたって、『兵庫県漁業慣行録』がどのように参考にされたのかは、今後の精査を待たねばならないが、たとえば、『兵庫県漁業慣行録 鹹水漁業之部 卷之七』の

播磨国明石郡の中に掲げられた漁具現数のうちから延縄漁業を取り出し、町村ごとに集計したものが表2である。これによると延縄14種類のうちの6種類が『兵庫県漁具図解』にとりあげられており、いずれも明石町のうちの新濱の漁具が事例とされている。新濱は表からもわかるように、6種の延縄漁具のいずれについても郡内で最大の桶数を有している。したがって、調査者は新濱がこれらの漁法を使用する代表的な漁村であるとあらかじめ確認し、調査地として選択したと考えられる。このような事例からも、『兵庫県漁具図解』を作成するにあたって『兵庫県漁業慣行録』が参考にされたことを推察できる。

#### 4. 『兵庫県漁具図解』の出品

##### 1) 掲載された漁具—加古郡二見村の地曳網

『兵庫県漁具図解』に掲載された漁法の説明と漁具の構造図、使用図などの内容を明らかにするために、ここで一例を紹介しよう。事例は播磨国加古郡二見村でおこなわれていた地曳網である。説明文(解)は以下の通りである(写真1~3)。墨字、楷書体による縦書きである。

○地曳網 加古郡二見村

捕獲物はいか、いわし、こだい、あぢ、めじろ、はまち等ニシテ漁期ハ節分後百日目より十月迄ノ間トス

構造

此ノ網ハ袖袋及荒手ヨリ成リ之ニ手縄ヲ付シタルモノナリ

(イ) 手縄 藁縄径一寸二三分長片手各五百尋

(ロ) 荒手 藁縄網八寸目幅五尋長片手各六拾尋

(ハ) 麻網 八節目幅五尋長片手各三拾尋

(ニ) 麻網 拾節目幅五尋袋ノ方八尋長片手各九拾尋

(ホ) 方言ハギ 麻拾八節目網幅八尋長片手各十尋

(ヘ) 方言でんち 麻網二拾二節目幅八尋長拾尋

(ト) 袋 天井但馬麻蚊帳地幅一尺二寸長三尋ノモノ拾四枚縫合ス

幅袋口浮子方四尋沈子方一尋中央部六尋袋尻六尋長八尋ニ仕立テタルモノナリ

(チ) 浮子 桐幅三寸五分厚一寸長八寸ノモノ総数千六百拾六枚

(リ) 沈子 陶製一個ノ重量五拾目ノモノ総数一千二百三個

(ヌ) 浮子 縄藁三ツ打長四百一尋

(ル) 沈子 縄藁三ツ打長四百一尋

(ヲ) 浮樽 径九寸高八寸ノモノ二個ヲ袋口浮子方ニ附ス

新調費

金参百九拾九円八拾五銭二厘

地曳網一張代

内

金二百八拾八円

網地代

金五円

荒手網編網代

金三拾六円

荒手網代

金六拾四円六拾四銭

浮子代

金四円八拾一銭二厘

沈子代

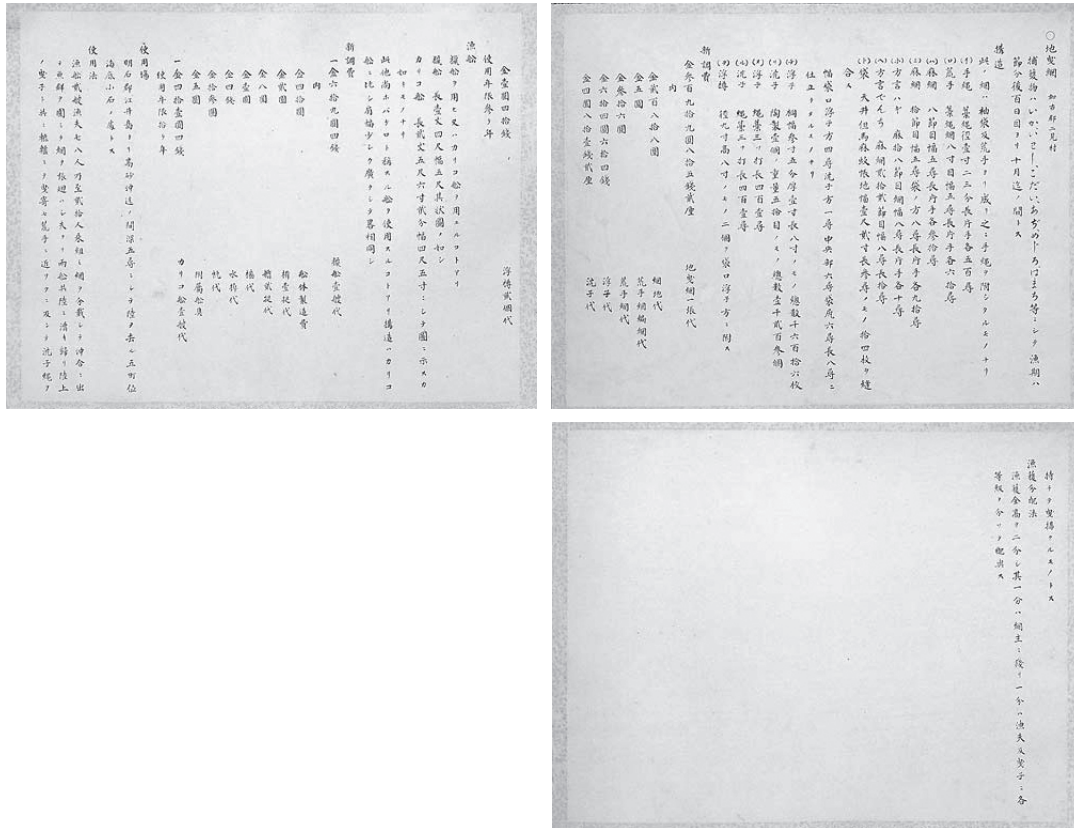


写真 1～3 播磨国加古郡二見村の地曳網の説明（解）（『兵庫県漁具図解』〈関西学院大学図書館蔵〉による）

金一円四拾銭  
 使用年限三ケ年  
 漁船  
 獵船ヲ用ヒ又ハカリコ船ノ用ユルコトアリ  
 獵船 長一丈四尺幅五尺其状図ノ如シ  
 カリコ船 長二丈五尺六寸二分幅四尺五寸ニシテ図ニ示スカ如キモノナリ  
 此他尚ホバケロト称スル船ヲ使用スルコトアリ構造ハカリコ船ニ比シ肩幅少シク広クシテ略  
 相同シ  
 新調費  
 一金六拾九圓四銭  
 内  
 金四拾円  
 金二円  
 金八円  
 金一円  
 金四銭  
 金拾三円  
 金五円  
 一金四拾一円四銭  
 使用年限拾ケ年  
 浮樽二個代  
 獵船一艘代  
 船体製造費  
 楫一挺代  
 艫二挺代  
 檣代  
 水棹代  
 帆代  
 附属船具  
 カリコ船一艘代



使用場

明石郡江井島ヨリ高砂沖迄ノ間深五尋ニシテ陸ヲ去ル五町位海底小石ノ所トス

使用法

漁船二艘漁夫七八人乃至二拾人乗組ミ網ヲ分載シテ沖合ニ出テ魚群ヲ囲ミテ網ヲ張廻ハシ夫ヨリ両船共陸ニ漕キ帰り陸上ノ曳子ト共ニ轆轤ニテ曳寄せ荒手に近ツクニ及ンテ沈子縄ヲ持チテ曳揚クルモノトス

漁獲分配法

漁獲金高ヲ二分シ其一分ハ網主ニ残り一分ハ漁夫及曳子ニ各等級ヲ分ツテ配与ス

次に地曳網構造図（写真4）がある。ここでは上記の解にある構造の説明に合わせ、網の各部分に（イ）から（ヲ）までの記号が付されている。また浮子と沈子の拡大図が別に描かれている。これに続いて地曳網使用図（写真5）がある。解の使用法に合わせ、浜（陸）で曳子が網を引っ張る姿が描かれている。ねじり鉢巻きに上半身裸、あるいは半纏をまとい、下半身はふんどしあるいは猿股を着けた当時の曳子の出で立ちが鮮やかに描かれている。最後に地曳網船之図（写真6）が付けられている。

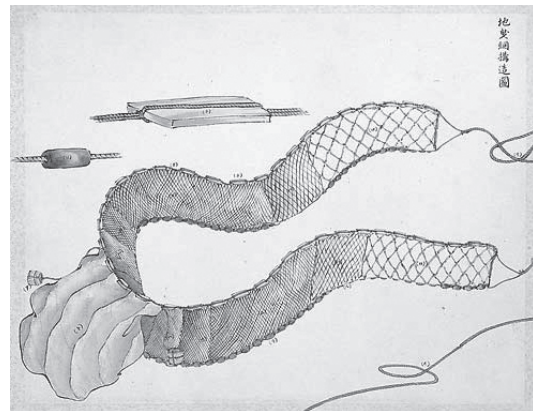


写真4 播磨国加古郡二見村の地曳網構造図  
（『兵庫県漁具図解』〈関西学院大学図書館蔵〉による）

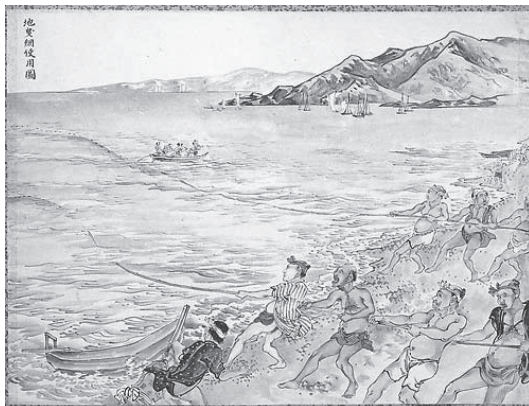


写真5 播磨国加古郡二見村の地曳網使用図  
（『兵庫県漁具図解』〈関西学院大学図書館蔵〉による）

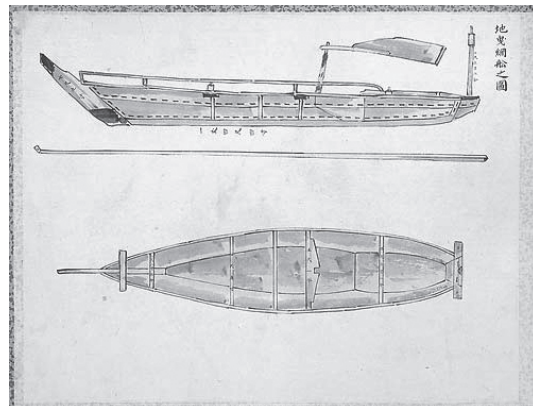


写真6 播磨国加古郡二見村の地曳網船之図  
（『兵庫県漁具図解』〈関西学院大学図書館蔵〉による）

## 2) 『兵庫県漁具図解』の出品と評価

第二回水産博覧会規則によれば、出品を、第一部：漁業、第二部：製造、第三部：養殖、第四部：教育学芸及経済、第五部：機械器具、第六部：水族の6部に大別している。これらのうちの第四部：教育学芸及経済はさらに10類に小分類される。『兵庫県漁具図解』は、第四部のなかの「第67類：漁業及漁業の沿革に関する調査図書及方案」に該当したと考えられる。これらへの出品数は68点であった。こうした図書類は元来、漁業の実況をひろく知り、その方法を講究して斯業の参考にされるものであるが、博覧会ではこのようなものの出品数が少ないことが常であった。

しかし、第二回水産博覧会では、従来の博覧会に比べ、その進歩は著しく、見るべき出品物が多くあったという。なかでも、『兵庫県漁具図解』のほか、山形県海面漁業組合が出品した『漁業誌』、島根県外海水産業組合連合会会議所が出品した『島根県水産誌』、そのほか静岡県漁業組合取締所出品の『漁場図』、富山県出品の『遠海漁場図』、山口県朝鮮近海漁業組合出品の『近海漁場探検図』などは、もっとも裨益あるべきものであったという（第二回水産博覧会事務局編，1897，p.79）。

『兵庫県漁具図解』は博覧会会場において、どのようにして陳列されたのであろうか。兵庫県の出品物は、諸館に散在したものの、第二、第三号館にあるものが主体であった。第三号館には、水産物製作品と養魚場および製塩場の模型がおかれ、各県の陳列区域はきわめて錯雑としていたという（『神戸又新日報』、「第二回水産博覧会案内（十）」，1897〈明治30〉年9月12日第4060号記事）。同館の北辺入口近くに水産諸書の陳列棚がしつらえられた。ここには『漁業事蹟魚市場組織及成蹟取調書』、『水産肥料需用調査書』、『脇濱漁業沿革取調書』、『兵庫県漁具図解』などが展示され、「一見古本屋を冷かすの感」があったものの、「水産上の堅実なる智識は実に包蔵して」いた（『神戸又新日報』、「第二回水産博覧会案内（五）」1897〈明治30〉年9月7日第4055号記事）。

博覧会の案内書を作成した久保田（1897）は、「兵庫県、福岡県、高知県、島根県、新潟県、山形県より許多の有益なる水産上の書籍並に写本あり殊に兵庫県より出品の水産並に漁具図解と称する折本は大日本水産会兵庫支会の出品にして九冊に付五百円なり余程精密なる有益なる書と思はれたり」として、そこにつけられた高額な価格（現在の価格でいうと、100万円から150万円）からその価値の大きさを推しはかるような記述を残している。

『兵庫県漁具図解』（出品現数9冊）は大日本水産会兵庫支会が出品した『水産動植物類聚』（出品現数771）<sup>(4)</sup>とともに有効二等の褒賞を得た<sup>(5)</sup>。二品とも、「調製宜キニ適シ類聚亦甚タ広シ一目能ク地方水産ノ実況ヲ悉スニ足ル斯業ノ参考ニ益スル甚タ大」（第二回水産博覧会事務局編，1898，p.91）であった<sup>(5)</sup>。

## 5. おわりに

小論では、第二回水産博覧会に出品された『兵庫県漁具図解』とこれを作成した大日本水産会兵庫支会について断片的な史・資料を検討することによって、支会の活動と『兵庫県漁具図解』の編纂過程について考察をすすめてきた。大日本水産会兵庫支会および『兵庫県漁業図解』のいずれに関する研究も緒についたばかりである。ここでは研究課題が山積していることを指摘し、「おわりに」にかえたい。

大日本水産会兵庫支会は1896（明治29）年5月に設立されたが、その前身は前年の1895（明治28）年5月に発足した兵庫県水産会であった。同会では発足当初から大日本水産会の支会となることが目論まれていた。そのことは時代の趨勢として理解できよう。また、兵庫支会は、創立の翌年1897（明治30）年に神戸市において開催された第二回水産博覧会を担う中心的役割を果たした。博覧会の準備段階においても地方水産団体の結成は急務であったと考えられる。しかしながら、この組織について小論で明らかにできた点はほんのわずかである。兵庫県水産会を含め大日本水産会兵庫支会の発足にいたる過程や博覧会開催を見据えた動きについては今後も解明しなければならないことが多い。さらに、兵庫支会はその後いかなる経緯をたどったのかについては、小論ではまったくふれていない。これも今後の検討に待たねばならない。

『兵庫県漁具図解』については、作成の経緯および博覧会への出品に限って検討した。博覧会で500円という価格がつけられたこの図解が、その後どのような経緯をたどり現在に伝えられている

かは是非とも明らかにしたい課題のひとつである。本図解の内容からは様々な貴重な情報を得ることができる。これらを研究する可能性については、別稿で検討したことがある（田和，2010）。たとえば説明文（解）にある「捕獲物」の魚名とその漁期（陰暦）を総合的に把握することによって、当時の漁獲対象魚種相や漁獲の季節性を明らかにすることができる。詳細に説明される漁具の構造は、漁具・漁法論のきわめて重要な資料となる。漁具と漁船の新調費からは当時の必要経費について比較研究することや、課税の状況を知る手掛かりを導き出せる可能性がある。使用場に関する説明は漁法ごとに精粗があり、また具体的な漁場名が明確でないものもあるが、漁場の認識、漁業者の環境知、ローカルな知識の集積状況などを見出せるし、使用法に関する説明からは、漁業スキルや活動の生態的特徴が把握できる。さらに、漁具、漁船、船主、網主、網子（雇われ漁業者）などに対する漁獲の分配比率から当時の漁業経済の構造を理解することもできるであろう。しかし、地域の漁具数といった数値情報を知るには本図解には限界がある。そこで、本図解を作成するにあたり参考とされた『兵庫県漁業慣行録』に記載された町村別漁具数などとのつき合わせも今後必要となる。

漁具の構造図と使用図からは、漁業活動、魚の生態などを読み取ることができる。当時の漁業民俗も明らかとなろう。漁業者の仕事着や描かれている季節などが重要な研究対象となると考えられるからである。また図を描いた絵師はどのような人物であったのか究明する必要も生じる。

大日本水産会兵庫支会と『兵庫県漁具図解』の中には豊かな研究の可能性が潜んでいる。

---

## 付記

小論を作成するにあたり、関西学院大学図書館から『兵庫県漁具図解』の一部を掲載する許可をいただいた。記してお礼申し上げます。

---

## 注

- (1) 『兵庫県漁具図解』は、現在、関西学院大学図書館が所蔵している。昭和40年代に文学部史学科日本史専修所属の教員が古書店から購入したものであるが、詳細な来歴については記録が残されていない。個人研究室に長きにわたって留め置かれていたが、その後、図書館に移管された。修復がほどこされ現在にいたっている。なお、全編がウェブ上で公開されている (<http://library.kwansei.ac.jp/e-lib/gyogu/gyogu.html>)。
- (2) 式費は県下の有志の寄付金で、その額は1,515円57銭6厘にのぼった。
- (3) 1890（明治23）年に第三回内国勸業博覧会が開催された。本博覧会では内国勸業博覧会としては初めて水産の出品区分が独立した。博覧会会場の施設も「水産館」として独立していた。農商務省水産局は、博覧会開催にあたり各府県へ「水産に関する図書」（水産誌）の出品を奨励した（藤塚，1995，p.122）。『兵庫県漁業慣行録』は本博覧会で出品された。なお、同書は現在、兵庫県公館が所蔵し、写本（簡易コピー）が兵庫県水産課（兵庫県立農林水産技術総合センター）に保管されている。「鹹水漁業之部」と「淡水漁業之部」の2部で構成されていたが、「鹹水漁業之部」の図解（漁具・漁法）が欠本となっており惜しまれる。
- (4) 1897（明治30）年1月5日に開催された大日本水産会兵庫支会幹事会で諮られた「第二回水産博覧会出品に関する件」には『水産動植物類聚』の出品は含まれていない。これがどのようなものであったのかについて、筆者は未調査である。ただし、このような資料の収集に協力した者は70名にのぼったという。このなかで最も尽力した者に対して、水産博覧会において、協賛二等が城崎郡北部水産業組合に、褒賞が神戸市の魚澄惣左衛門、野村平兵衛、水渡甚左衛門、海魚合資会社に与えられた（大日本水産博覧会兵庫支会編，1899，p.18）。魚澄惣左衛門は日本米穀輸出国社の取締役の名を連ねる人物である。
- (5) 第二回水産博覧会規則によると、出品中優等のものに対しその出品人に褒賞を授与したが、その褒賞には名誉賞牌（金製）、名誉賞牌（銀製）、進歩賞牌（1～3等）、有功賞牌（1～3等）、協賛賞牌（1～3等）、褒賞の6種類があった。名誉賞牌（金製）は全国に冠絶し名誉を海外に輝かせるに足るべき出品をした者、名誉賞牌

(銀製)は全国に卓絶し、衆人の模範とするに足るべき出品をした者に与えられた。進歩賞牌は発明改良などによって進歩が著しい出品をした者、有功賞牌は物産を増し販路をひろめ估價を低くし便益の機械器具を適用し、または模造養殖などに功労のある出品をした者、協賛賞牌は物品の採集製法、漁法漁具機械などの考案または出品の生産にあずかり協賛の功績があった者、にそれぞれ与えられた。なお、兵庫県の褒賞数は、名誉金牌：0、名誉銀牌：1、進歩一等：2、進歩二等：1、進歩三等：5、有功一等：2、有功二等：23、有功三等：105、協賛一等：1、協賛二等0、協賛三等：3、褒賞：343、計486であった(第二回水産博覧会事務局編, 1898)。

---

## 参考文献

---

- 尼崎市立地域研究史料館編(1975)「兵庫県漁業慣行録鹹水漁業之部 抄」, 地域史研究(尼崎市史研究紀要)5-1, pp.65-80.
- 片山房吉(1983)『大日本水産史』, 有明書房, 1106p. +9p(参考文献).
- 久保田韓七郎(1897)『第二回水産博覧会案内』, 久保田通訳館, 58p.
- 下啓助(1932)『明治大正水産回顧録』, 東京水産新聞社, 332p.
- 田和正孝(2010)「『兵庫県漁具図解』から見えてくるもの」, 時計台(関西学院大学図書館報)80, pp.6-14.
- 第二回水産博覧会事務局編(1897)『第二回水産博覧会審査概評』, 金子印刷所, 92p.
- 第二回水産博覧会事務局編(1898)『第二回水産博覧会褒賞人名録』, 同事務局, 466p.
- 大日本水産会編(1982)『大日本水産会百年史 前編』, 同会, 531p.
- 大日本水産会仮事務所編(1882)『大日本水産会主旨及会則』, 同事務所, 19p.
- 大日本水産会兵庫支会編(1898)『大日本水産会兵庫支会第二回大集会報告』, 同会, 11p.
- 大日本水産会兵庫支会編(1899)『大日本水産会兵庫支会第三回大集会報告』, 同会, 20p.
- 農商務省水産局(1898)『第二回水産博覧会事務局報告』, 堀田印刷所, 382p.
- 藤塚悦司(1995)「『日本水産誌』の編纂とその資料」, 大田区立郷土博物館編『明治時代の水産絵図』, 同館, pp.121-131.
- 和田秀寿(2000)「『兵庫県漁業慣行録』にみる明治時代の漁業」, 兵庫のしおり(兵庫県政資料館)2, pp.82-109.